○文部科学省令第八号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務班、計画調整班、任用班、給与班及び栄典班） **第四条**　［略］ 2　総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　文部科学省の機構及び定員に関すること。 五　人事課の所掌事務に係る法令案の作成に関すること。 六　前各号に掲げるもののほか、人事課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 3　［略］ 4　計画調整班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　［略］ ［号を削る。］ 5～11　［略］ （総務班、文書管理班及び審議班） **第六条**　［略］ 2～5　［略］ 6　審議班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ ［号を削る。］ 四～七　［略］ 7　［略］ （教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官） **第二十五条**　教育課程課に、教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。 2～12　［略］ ［項を削る。］ 13・14　［略］ （高等教育政策室及び大学設置・評価室） **第三十六条**　高等教育企画課に、高等教育政策室及び大学設置・評価室を置く。 2　［略］	（総務班、計画調整班、任用班、給与班及び栄典班） **第四条**　［同上］ 2　総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 四　前三号に掲げるもののほか、人事課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 3　［同上］ 4　計画調整班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　［同上］ 七　人事課の所掌事務に係る法令案の作成に関すること。 5～11　［同上］ （総務班、文書管理班及び審議班） **第六条**　［同上］ 2～5　［同上］ 6　審議班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［同上］ 四　文部科学省の機構及び定員に関すること。 五～八　［同上］ 7　［同上］ （教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官） **第二十五条**　教育課程課に、教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人、探究学習推進専門官一人及び教科調査官二十人を置く。 2～12　［同上］ 13　探究学習推進専門官は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における探究の過程を通じた学習活動の充実に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 14・15　［同上］ （高等教育政策室） **第三十六条**　高等教育企画課に、高等教育政策室を置く。 2　［同上］